

# 韓国倒産制度の現況と展望

2021年東アジアオープニングセッション

Kim Hyungdu（法院行政処次長、社団法人倒産法研究会会長）\*

## 1. はじめに

本稿は、2019年の中国青島で開かれた第11回東アジア倒産再建協会のシンポジウム以降から今回のシンポジウムまでの間に韓国で起きた倒産制度の変化を説明し、今後の展開を展望するためのものである。

## 2. 倒産事件受付件数の推移

2012年から2020年までの倒産事件の受付件数の推移は、以下の表のとおりである。括弧の中には、全体事件のうち電子訴訟（2014年4月29日に導入）の事件数のみを表記している。全体事件数のうち電子訴訟事件数の比率は、2020年の場合、法人回生97.9%、一般回生96.4%、法人破産81.6%、個人破産45.8%、個人回生60.5%であり、法人回生、一般回生、法人破産の事件では完全に定着した段階にあると言える。個人破産と個人回生についても、毎年電子事件の割合が急速に増えており、個人破産事件では2018年1月から、個人回生事件では2020年3月から全面的な電子記録化が施行され、今後の電子事件の比率はさらに拡大することが期待されている。

### ア. 全国裁判所

区別		2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
法人回生	受付件数	803	835	873 (411)	925 (798)	936 (877)	878 (834)	980 (953)	1,003 (976)	892 (873)
	前年対比増減率		<b>4.0%</b>	<b>4.6%</b>	<b>6.0%</b>	<b>1.19%</b>	<b>-6.2%</b>	<b>11.6%</b>	<b>2.3%</b>	<b>-11.1%</b>

\*\* 翻訳：崔廷任（早稲田大学ロースクール卒業生）

一般回生	受付件数	727	830	840 (399)	855 (728)	741 (695)	573 (545)	683 (649)	719 (694)	660 (636)
	前年対比増減率		<b>14.2%</b>	<b>1.2%</b>	<b>1.8%</b>	<b>-13.33%</b>	<b>-22.7%</b>	<b>19.2%</b>	<b>5.3%</b>	<b>-8.2%</b>
法人破産	受付件数	396	461	539 (128)	587 (268)	740 (442)	699 (492)	807 (603)	931 (734)	1,069 (872)
	前年対比増減率		<b>16.4%</b>	<b>16.9%</b>	<b>8.9%</b>	<b>26.06%</b>	<b>-5.5%</b>	<b>15.5%</b>	<b>15.4%</b>	<b>14.8%</b>
個人破産	受付件数	61,546	56,983	55,467 (1,029)	53,865 (2,476)	50,288 (4,275)	44,246 (6,185)	43,402 (12,560)	45,642 (16,981)	50,379 (23,051)
	前年対比増減率		<b>-2.7%</b>	<b>-2.9%</b>	<b>-6.64%</b>	<b>-12.0%</b>	<b>-1.9%</b>	<b>-6.64%</b>	<b>5.2%</b>	<b>10.4%</b>
個人回生	受付件数	90,368	105,885	110,707 (2,571)	100,096 (6,556)	90,400 (14,155)	81,592 (21,787)	91,219 (35,863)	92,587 (46,683)	86,551 (52,392)
	前年対比増減率		<b>4.6%</b>	<b>-9.6%</b>	<b>-9.69%</b>	<b>-9.7%</b>	<b>11.8%</b>	<b>-9.69%</b>	<b>1.5%</b>	<b>-6.5%</b>

2020年には再建型手続きである法人回生、一般回生、個人回生事件がすべて大幅に減少したが、その反面、清算型手続きである法人破産、個人破産事件は、2019年と比べて、それぞれ10%以上増加している。注目すべき点としては、債務者回生法の施行以降初めて法人破産事件の受付件数が法人回生事件の受付件数より多くなっており、事件数そのものも初めて1000件を超えている。コロナ禍の長期化によって、経済的な危機を克服する過程で負債は急速に増えているので、2021年にも個人破産、法人破産事件の増加の傾向は続くと予想される。事件が増加する原因については、様々な要因が働くので断定することは難しい面がある。しかし、法人破産事件の場合、コロナ禍の長期化による企業の売上低下と消費者の消費委縮、最低賃金の引上げなどによる販売管理費の上昇、景気低迷の長期化による限界企業の増加などがその原因であると推測することができる。個人破産事件の場合、家計負債の急速な増加、コロナ禍の長期化による自営業売上の低下、企業の倒産による労働者の解雇などの影響が原因であると推測することができる。

#### イ. ソウル回生法院

区別	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

法人回生	ソウル回生	268	296	368	390	404	324	389	343	312
	全国	803	835	873	925	936	878	980	1,003	892
	全国対比率	<b>33.4%</b>	<b>35.4%</b>	<b>42.2%</b>	<b>42.2%</b>	<b>43.2%</b>	<b>36.9%</b>	<b>39.7%</b>	<b>34.2%</b>	<b>35.0%</b>
一般回生	ソウル回生	247	303	374	372	301	232	250	212	234
	全国	727	830	840	855	741	573	683	719	660
	全国対比率	<b>34.0%</b>	<b>36.5%</b>	<b>44.5%</b>	<b>43.5%</b>	<b>40.6%</b>	<b>40.5%</b>	<b>36.8%</b>	<b>29.5%</b>	<b>35.5%</b>
法人破産	ソウル回生	190	222	246	307	390	351	402	445	445
	全国	396	461	539	587	740	699	807	931	1,069
	全国対比率	<b>48.0%</b>	<b>48.2%</b>	<b>45.6%</b>	<b>52.3%</b>	<b>52.7%</b>	<b>50.2%</b>	<b>49.8%</b>	<b>47.8%</b>	<b>41.6%</b>
個人破産	ソウル回生	13,175	13,186	13,805	13,516	11,746	9,943	9,406	9,384	10,683
	全国	61,546	56,983	55,467	53,865	50,288	44,246	43,402	45,642	50,379
	全国対比率	<b>21.4%</b>	<b>23.1%</b>	<b>24.9%</b>	<b>25.1%</b>	<b>23.4%</b>	<b>22.5%</b>	<b>21.7%</b>	<b>20.6%</b>	<b>21.2%</b>
個人回生	ソウル回生	20,455	25,234	25,167	21,351	17,000	15,310	17,769	17,342	16,282
	全国	90,368	105,885	110,707	100,096	90,400	81,592	91,219	92,587	86,551
	全国対比率	<b>22.6%</b>	<b>23.8%</b>	<b>22.7%</b>	<b>21.3%</b>	<b>18.8%</b>	<b>18.8%</b>	<b>19.5%</b>	<b>18.7%</b>	<b>18.8%</b>

ソウル回生法院では全体で37名の裁判官が倒産業務を担当しており、法人回生、法人破産、一般回生事件の事件全体のうち約37.8%がソウル回生法院に集中している。ソウル回生法院に対する事件の集中度は、法人破産事件を除いては2019年と比べて多少高くなっているが、水原（スウォン）高等裁判所が開院する以前である2018年の水準までには至っていない。2019年の報告によると、法人倒産事件の場合、2019年3月1日に水原高等裁判所が開院したことによって管轄が調整されソウル回生法院の占有率が大幅に減少しており、法人破産事件の集中度も持続的に減少している。今後、債務者回生法の改正を通じてソウル回生法院の管轄も重複して認めることで管轄を拡大しない限り、ソウル回生法院に対する事件の集中度は持続的に減少すると考えられる。

### 3. 債務者回生法の一部改正

2019年の報告以降、債務者回生および破産に関する法律（「債務者回生法」）は2020年2月4日、2020年3月24日、2020年6月9日、2021年4月20日の4回に亘って一部改正された。

2020年2月4日の改正では、法人回生手続におけるDIPファイナンスを活性化するために、管理人等が債務者の事業を継続するために裁判所の許可を得て借り入れた資金に対して、その後に進行することになった破産手続において他の財団債権より優先権を与えると定めることとなった。これまでの企業回生手続におけるDIPファイナンスの活性化の障害となる原因の一つとして、資金支援を受けた債務者が牽連破産に進む場合、回生手続で有していた優先弁済権が消失することが挙げられていた。今回の改正によって、そのような問題が立法的に解決されることとなった。これによって、今後の企業回生手続では新規資金の投入が活性化することが期待されている。

2020年3月24日の改正では、2017年12月12日の改正によって個人回生手続における弁済期間が3年に短縮されていたところ、その適用対象が改正法の施行後に申し立てられた個人回生事件からとなっていたことが改正法施行前に個人回生事件の申立てをした債務者との関係で衡平性の問題を生じさせたことを踏まえて、これを是正するために、改正法の施行前に弁済計画認可決定を受けた債務者が法律の施行日においてすでに弁済計画案に従って3年以上弁済計画を遂行していた場合には、当事者の申立て又は職権で、利害関係人の意見を聴いてから免責決定することができることと附則で定めることとなった。

2020年6月9日の改正では、個人回生の申立人の予測可能性の確保などのために、個人債務者の債務総額の算定基準時点が個人回生手続開始の申立て時点であると明確に定めた。個人回生手続は、一定の金額以下の債務を負担する給与所得者又は営業所得者が申し立てることができる手続であるが、上記の改正がなされる以前には、債務総額を算定する基準時点を規定してなかった。法改正以前の大法院の判例では、個人回生手続の開始決定日を債務総額の算定基準時点と解していたが、それによって、個人回生手続の申立て当時には債務総額の範囲内であったが、その後の利息や遅延損害金などによる債務総額の変動で申立てできる資格を失う事例が現れるようになった。上記の改正法は、このような問題を解決して、債務総額の算定基準時点を法律で明確に定めることが立法趣旨であった。

2021年4月20日の改正では、個人回生手続開始の申立てができる債務者の債務総額基準について、担保付債務は従来の10億ウォン以下から15億ウォン以下に、無担保債務は従来の5億ウォン以下から10億ウォン以下に引き上げると定めた。債務者回生法の最初の施行日である2006年1月1日から15年以上経過した現在において貨幣価値の下落などを鑑みて個人回生手続における債務総額基準を現実には則したものに必要性があった。上記の改正はこのような主張を受け入れてな

れたものであった。これまで、個人回生の債務総額の上限を超過するために一般回生手続の開始を申し立てたが、債権者側から必要な同意を得られず回生手続が開始されなかった債務者、又は、個人回生の債務総額の上限が低かったことで倒産手続を開始することができなかった債務者の多くが、個人回生手続を通じて債務調整をすることができるようになると予想される。

なお、法律の改正ではないが、2020年6月2日に債務者回生法施行令が改正されており、簡易回生手続開始の申立てができる少額営業所得者について、回生手続開始の申立て当時を基準として、回生債権および回生担保権の総額が30億ウォン以下の債務を負担する営業所得者から50億ウォン以下の債務を負担する営業所得者に変更しその範囲を拡大したことで、より多くの中小企業およびその経営者が、少ない費用で迅速に簡易回生手続を利用することができるようになった。

#### 4. 倒産実務の最近の動向

2017年3月1日にソウル回生法院が開院したことで、企業回生手続における事前計画案（P-Plan）、自律構造調整支援プログラム（ARS Program）、個人回生手続における住宅担保貸付債務再調整プログラムなど、実務上多くの改善が行われた。開院から4年が経過して、新しい制度はある程度安定した段階になったと判断できる。ソウル回生法院は、上記のような新しい制度が安定したことで、これからは新しい制度を実施するよりは債務者の実質的な再起を支援するために中身の充実化又は制度の整備に力を入れている。ここでは最近の実務の動向を簡単に報告することとする。

ア．倒産事件のデータの実証的な分析を通じて債務者に使い勝手の良い倒産制度運営のための基盤構築

ソウル回生法院は、2019年、過去の事件を実証的に研究して法人回生事件の現況および改善策を分析するために、ソウル回生法院の過去5年間の事件の業種、従業員の数、資産・負債、継続企業価値・清算価値、回生担保権・回生債権の額などについて全数調査を実施した。そしてその調査結果を韓国資産管理公社、信用保証基金などの関連機関に提供して、さらに調査が必要なデータに関するフィードバックを受けた。しかし、この調査は、ソウル回生法院において法人回生業務を担当する裁判官が記録を閲覧して手記でデータを入力する方法で行われ、その持続可能性とデータのアップデートに限界があった。データベースの電算化のための方策を用意して持続的なデータ調査および分析を実施するために、裁

判所行政処電算情報局と2020年11月頃から協議を始めており、現在電算システムの構築が進んでいる。

一方、ソウル回生法院は、2020年の個人倒産事件に関してもデータの実証的な分析を始めている。このような資料が蓄積されると、倒産した個人や企業などのデータを分析して倒産関連政策の立案および投資者の投資判断の基礎資料として活用できると期待されている。

今後は韓国信用情報院などと協業して、回生企業の回生手続開始申立て以前および終結以後の各種のデータを連携することで、回生企業支援に関する体系的な分析、回生企業の終結以降の再建を成功させるための現況分析および制度改善策を研究するための資料として活用されることが期待されている。

#### イ. 簡易回生手続制度の改善による中小企業再建の活性化

既に紹介したように、2020年6月2日から簡易回生手続の適用対象の債務額が50億ウォン以下に変更されたことで、零細事業者が簡易回生手続を積極的に活用して迅速に再起の基盤を築くことができる方策の必要性が高まった。ソウル回生法院は、2020年7月頃、簡易回生手続における簡易な調査報告書の標準的な様式を用意することで調査委員の業務を軽減し、手続の迅速な進行を図っている。小規模の企業の回生を図るといふ簡易回生手続の趣旨を考慮して、従前までの継続企業価値算定のための推定期間を10年にしてきた慣行を捨て、推定期間を5年に短縮した。これは、アメリカにおいて小企業の再建計画で弁済期間を5年以内にして5年間弁済を遂行するとすべての債務の免除を承認する制度があるところ、かかる制度を参考にしたものである。

このような制度が定着すると、債務者は短い期間で債務の負担から解放されるようになると考えられ、回生計画案も柔軟に作成することができるので、債務者が簡易回生手続を積極的に利用するための誘因策になると考えられる。

#### ウ. 個人倒産手続の活性化のための対策

韓国銀行の発表によると、2021年の第2四半期を基準として韓国の家計負債は初めて1,800兆ウォンを超えて1,805兆9,000億ウォンにまでのぼり、1年前より約168兆6,000億ウォンほど増加している。これは、昨年の韓国の実質GDP（約1,836兆8,811億ウォン）の98.3%に達するほどである。このような家計負債増加の原因は様々であるが、専門家は、不動産価格上昇とそれによる傳賞（韓国の賃貸住宅）額の急騰、‘ビットゥ（借金, too）’という新しい流行語が出るほど個人投資家たちが株式投資のために借金を増やした結果であると見ている。最近になって韓国銀行は基準金利を0.25%引き上げており（引き上げによって基準金利は0.75%になった）、この1年間金融機関も貸付金利を大幅に引き上げたことで、家計の信用危険も増している。一部専門家は数年内に基準金利が3%にまで上ると予想している。

ソウル回生法院は、個人債務者の倒産リスクが高まっている状況の中で個人倒産を活性化するための方策を色々模索している。まず、債務者の過度な資料提出の負担を緩和するために実務準則を改正して個人破産手続における申立て書類を少なくした。これによって、債務者が個人破産手続を利用する際にそのハードルが低くなると予想される。個人回生手続においても、今後裁判例規などの改正を通じて申立て書類を減らすことができるよう努力をしている。

その他にも、個人回生手続においては、今まで要件を厳格に解釈したことで活用度が低かった特別免責の基準を、実務準則の改正によって緩和して、特別免責の活用可能性を上げている。また、追加生計費用認定を現実的なものとするために、生計費用検討委員会を設置して、追加生計費用の認定基準と配偶者を扶養家族として認定する基準を持続的に提供することとした。今までの個人回生の実務では、配偶者名義の財産に関しては漠然とその価額の1/2を債務者の清算価値に算入するようにしていたが、夫婦別産制の原則に従って、名義信託であることが認められたり否認権の対象として認められたりした場合でない限り、債務者の清算価値に算入しないよう実務準則を改正した。また、2021年8月1日から若者や一人親子家庭など社会的な保護が必要な債務者に関しては、現在の弁済期間である3年未満の期間で弁済計画案を作成することができるよう実務準則を改正した。上記のような実務慣行が定着すると、社会的保護と配慮が必要な社会的弱者に当たる債務者の場合、過度な弁済の負担が軽減され、より早い段階での経済活動への復帰が可能になると予想される。

## エ. 関連機関との協力を通じた債務者支援の強化

ソウル回生法院は、関連機関である韓国資産管理公社、中小企業ベンチャー企業部、信用保証基金などと持続的に協力することで債務者への支援を強化している。

韓国資産管理公社は、回生企業に対する新規資金の支援のために、2019年に子会社であるKAMCO企業支援金融株式会社を設立して、2020年末まで52社に対して約363億ウォンの新規資金を支援するなど、回生企業に対する持続的な新規資金の支援のために努力しており、資産買入後のリースプログラム(Sale & lease back)についても、持続的にその範囲を拡大するために努力している。

中小企業ベンチャー企業部は、債務者の調査業務費用を支援する回生コンサルティング制度の対象を従前の開始後調査から開始前の調査にまで拡大しており、回生企業に対する企業再建資金の支援も拡大している。

信用保証基金は、回生手続を早期に終結した企業が銀行などの金融会社から貸付を受けられるように信用保証を提供し、回生手続におけるM&A手続の活性化のために譲渡対象企業の経営権を得るために必要な引受資金に関する保証を支援している。

ソウル回生法院は、債務者に必要な関連機関に対して持続的に協力を要請しているため、今後も関連機関との協力を通じた債務者支援制度はさらに強化されると考えられる。

## 5. 倒産制度に関する今後の展望

### ア. 倒産手続全般に対する債務者改正法の改正作業

法務部は、2020年12月3日に債務者回生法改正委員会（委員長：梨花女子大学法学専門大学院 韓敏（Han Min）教授）を発足して、裁判所、学界、実務界などの倒産専門家を改正委員として委嘱しており、倒産手続全般に対する債務者回生法の改正作業を進めている。

債務者回生法の施行以降15年が経過した現在まで、債務者回生法の部分的な改正は幾度とな



く行われた。しかし、そのような改正は経済的状況の変化に対処するために必要な部分の改正に留まった。今回の債務者回生法改正委員会は、債務者回生法施行から15年の成果を分析して債務者回生法全般に対する改正を行うことを目指している。

細かい内容は改正委員会で議論を行っている途中であり、具体的にその内容を説明することは難しいが、個人回生手続から個人破産手続への転換を容易にするための規定、債権調査確定裁判制度の改善、双方未履行双務契約に関する部分の改善、否認制度の改善、回生企業に対する情報提供の強化などとともに、国際倒産に関して2018年に制定された「倒産関連裁判の承認および執行に関するUNCITRALモデル法」の国内法への受け入れ、2019年に制定された「企業集団倒産に関するUNCITRALモデル法」の国内法への受け入れなども検討している。

#### イ. コロナ禍の長期化による倒産手続における映像審問および映像現場検証の活性化努力

ソウル回生法院は、コロナ禍により債務者との対面での審問が難しくなったことで倒産手続においてインターネットの画像装置を活用する必要性が高いと判断して、2020年4月2日に裁判所において映像審問をテスト実施した後、2020年5月頃には6部屋の映像審問室の設備の設置を完了して、倒産手続において映像審問および映像による現場検証を実施している。コロナ禍の長期化によって各種の集会と審問などでソーシャル・ディスタンスを守ることはこれからは相当な期間必要と予想されるので、映像審問および映像現場検証は持続的に拡大実施することが必要になると予想される。

一方、2021年8月17日の民事訴訟法の一部改正によって、民事訴訟法に、映像裁判方式での弁論準備期日、審問期日および弁論期日を開くための要件および手続が規定されるようになった。債務者回生法も民事訴訟法を準用しているので今後の倒産手続における映像審問と映像現場検証を活性化するための制度的基盤を整えることもできた。

これからは審問手続のみならず、審理および決議のため関係人集会において非対面で又は電子的な方法で議決を行う方策に関しても検討が行われることが期待されている。

#### ウ. 債権調査確定裁判の適時処理のための努力などの制度整備

法人回生手続における債権認否手続で管理人が債権者の債権届出を否認して債権者が債権調査確定裁判の申立てをした場合、審理および決議のための関係人集会までに迅速に債権調査確定裁判の決定をするか、又は債権者に対して一定の金額に関しては関係人集会における議決権を認めて、債権者の権利行使の障害が生じないようにしなければならないが、今までの

実務慣行では、このような場合、債権者に議決権を与えない方向で運用されてきた。これに関しては、学界と実務界から当初の制度導入趣旨に反して迅速な債権確定の妨げになっているとの批判があった。

それを受けて、ソウル回生法院は、2018年から表を利用した債権調査確定裁判の簡易な決定文の様式を用意することで迅速に債権調査確定裁判ができるようにした。さらに、2021年6月21日からは実務準則を改正して、原則的に債権調査確定裁判の申立日から一か月以内に審問を実施して、回生計画案決議のための関係人集会までは決定をするように定めている。

このような実務準則の施行によって、これからは回生債権の認否と範囲が早期に確定され、回生手続の迅速かつ円滑な進行に役立つものと予想される。

ソウル回生法院はその他にも、回生手続におけるM&Aの活性化のためにタスクフォースを設置して、回生手続M&A実務準則の改正を推進するなど、債務者の実質的な再起を支援するための制度整備に一層力を入れている。